

宮崎県育英資金

～ 貸与型奨学金であなたの学校生活を応援します ～

宮崎県育英資金とは

向学心に富み、優れた素質を有する学生又は生徒であって、経済的理由により修学が困難なものに対し、育英資金を貸与することにより、将来有能な人材を育成することを目的としています。

※ 育英資金は、学生・生徒本人が借りるものであり、卒業等により貸与が終了した後は返す必要がありますので、保護者と十分話し合ってから申し込んでください。

貸与月額一覧

育英資金の種類、学校種別及び通学方法によって、3つの月額から選択できます。

【高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程）】
一般育英資金 ※括弧内は、例として3年間借りた場合の総額

学校種別	通学方法	貸与月額
国公立	自宅	18,000円 14,000円 9,000円 (648,000円、504,000円、324,000円)
	自宅外	23,000円 18,000円 12,000円 (828,000円、648,000円、432,000円)
私立	自宅	30,000円 23,000円 15,000円 (1,080,000円、828,000円、540,000円)
	自宅外	35,000円 27,000円 18,000円 (1,260,000円、972,000円、648,000円)

【高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程）】
へき地育英資金 ※括弧内は、例として3年間借りた場合の総額

学校種別	通学方法	貸与月額
国公立	自宅	27,000円 21,000円 14,000円 (972,000円、756,000円、504,000円)
	自宅外	38,000円 29,000円 19,000円 (1,368,000円、1,044,000円、684,000円)
私立	自宅	34,000円 26,000円 17,000円 (1,224,000円、936,000円、612,000円)
	自宅外	45,000円 34,000円 23,000円 (1,620,000円、1,224,000円、828,000円)

【大学】
※括弧内は、例として4年間借りた場合の総額

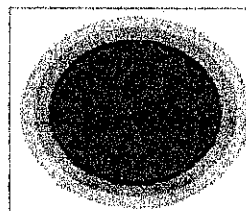
学校種別	通学方法	貸与月額
国公立	自宅	44,000円 33,000円 22,000円 (2,112,000円、1,584,000円、1,056,000円)
	自宅外	50,000円 38,000円 25,000円 (2,400,000円、1,824,000円、1,200,000円)
私立	自宅	53,000円 40,000円 27,000円 (2,544,000円、1,920,000円、1,296,000円)
	自宅外	63,000円 48,000円 32,000円 (3,024,000円、2,304,000円、1,536,000円)

【短期大学・専修学校（専門課程）】
※括弧内は、例として2年間借りた場合の総額

学校種別	通学方法	貸与月額
国公立	自宅	44,000円 33,000円 22,000円 (1,056,000円、792,000円、528,000円)
	自宅外	50,000円 38,000円 25,000円 (1,200,000円、912,000円、600,000円)
私立	自宅	52,000円 39,000円 26,000円 (1,248,000円、936,000円、624,000円)
	自宅外	59,000円 45,000円 30,000円 (1,416,000円、1,080,000円、720,000円)

育英資金の申込は、在学する学校を通して行います。
育英資金の種類・申込みの要件や、募集期間、返還等については、裏面をご覧ください。

〒880-8502 宮崎市橋通東1丁目9番10号
(県庁3号館1階)
宮崎県教育庁財務福利課育英資金室
電話番号：0985-32-4472
※受付時間 8:30～17:15



日本の
ひなた
宮崎県

育英資金の種類 申込みの要件

「一般育英資金」と「へき地育英資金」の2種類があります。
申込みには、次に掲げる要件を 全て満たす必要があります。

一般育英資金	へき地育英資金
本人が、次に掲げる学校のいずれかに在学していること。 ○ 高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、専修学校（高等課程） ○ 大学、短期大学、専修学校（専門課程）	本人が、次に掲げる学校のいずれかに在学していること。 ○ 高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、専修学校（高等課程）
本人の主たる生計維持者が、宮崎県内に居住していること。	本人の主たる生計維持者が、「へき地手当等に関する規則」で定める宮崎県内のへき地に居住していること。
向学心に富み優れた素質を有しながら、経済的理由により修学が困難であり、在学する学校の長が推薦すること。 ※ 家計基準や成績基準があります。また、借用に当たっては、連帯保証人2人が必要です。 詳細は、在学している学校又は表面記載の連絡先にお問合せください。	

採用の種別 ・募集期間

育英資金の申込みは、在学する学校を通して行います。
初回の送金は、貸与が決定し、借用証書の提出が完了した後になります。
送金は3か月分ずつ行います。（送金時期：4月、7月、10月、1月。但し、初回送金については異なります。）

在学採用	予約採用	緊急採用
募集期間：3月から4月下旬頃	募集期間：7月から9月下旬頃	募集期間：随時
在学生在対象とした採用です。	進学を希望する中学校3年生を対象とした採用です。 ※ 中学校…中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（中学部）及び義務教育学校（後期課程）を含みます。	生計維持者の失職・死亡・病気、又は、火災・風水害などによる家計急変等のため、緊急に貸与を必要とする在学生在を対象とした採用です。

返還期間

貸与が終了して6か月が経過した後に返還が始まります。
返還の期間は、貸与を受けた期間の4倍の期間以内（20年を限度）となります。
返還金は、後輩の生徒達が育英資金を利用する際の貴重な財源となります。
返還について十分理解し、返還計画を立てた上で活用してください。

- 返還例：一般育英資金高校自宅通学で3年間利用したとき…返還の期間は貸与終了後、12年間以内（18歳で卒業の場合、返還期間は18歳から30歳まで）
返還方法を月賦とした場合の返還月額 貸与月額18,000円の時 → 4,500円
貸与月額30,000円の時 → 7,500円
- 育英資金は無利子ですが、納期限を過ぎると延滞利息が加算され、連帯保証人にも滞納額の一括請求を行います。その後も返還がない場合は、返還残額の一括返還請求や法的措置等を行います。

参考 ～育英資金以外の修学支援制度～

※ 各制度の詳細については、それぞれの制度の実施先へお問合せください。

育英資金の他、下記のような修学支援制度があります。修学支援制度には貸与型と給付型があり、貸与型の場合、基本的に返還が必要となります。

【高校・高等専門学校・専修学校高等課程対象】

《給付型》高等学校等就学支援金 ※ 県育英資金と併用可

《給付型》高等学校等奨学給付金 ※ 県育英資金と併用可

○ 問合せ先 公立学校の場合：県高校教育課 私立学校の場合：県みやざき文化振興課

【大学・短大・専修学校専門課程対象】

《給付型・貸与型》日本学生支援機構奨学金 ※ 第一種、第二種奨学金（貸与型）は県育英資金と併用不可

《貸与型》公益財団法人宮崎県奨学会奨学資金 ※ 県育英資金と併用不可

○ 問合せ先 日本学生支援機構

（電子ブックこちら→）

上記制度や、母子父子寡婦福祉資金、生活福祉資金など、「桜さく成長応援ガイド」（宮崎県福祉保健課作成）で紹介していますので、参考にしてください。

